

## がん等の疾患に係る遺伝子検査の促進に関する意見書

平成25年、遺伝性の乳がんや卵巣がんを発症するリスクに関する遺伝子検査の結果を受け、海外有名女優が予防のための両乳腺切除手術を受けたとの報道があった。この報道等を契機に、遺伝子検査が病気に罹患するリスクを予見し、みずからリスクを回避する予防的治療につなげられるものとして注目を集めている。

がん等の疾患に係る遺伝子検査は、まだ発展途上の段階で研究成果の集積が日進月歩で進んでおり、遺伝子検査及び関連する倫理問題等についての市民の理解も十分とは言えない状態である。しかしながら、現在の科学的知見に基づく事実を正確に市民に伝えることができれば、市民の健康増進に一定の役割を果たせる可能性があるとともに、収集したゲノム情報等を利用した創薬研究等、新たな価値の創出につながる可能性も期待されている。

本年6月2日に閣議決定された「日本再興戦略2016」においても、ゲノム情報の医療への実用化が進む、がん、難病・希少疾病領域について、ゲノム検査・解析、解釈等に関する高度な技術を有する医療機関を含めたゲノム医療提供体制の構築を進めるとともに、ゲノム情報を用いた新たな製品及び技術の臨床における普及に向けた課題解決について検討を進めるとされている。また、消費者向け遺伝子検査ビジネスについては、健康増進等に応用していくことを可能とするため、遺伝子検査の品質・精度管理、科学的根拠に基づいた情報提供、個人情報保護を図る等、健全な発展を図るとされており、市民の健康維持・増進に寄与する遺伝子検査について、より一層促進していくための措置を講ずることが強く求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、がん等の疾患に係る遺伝子検査について、検査の品質・精度管理、個人情報保護などの課題を整理しつつ、促進に向けた取り組みを行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月 7 日

名 古 屋 市 会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣

宛（各 通）